

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年1月8日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

第1 監査対象法人 高松空港ビル株式会社

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 466,666,500円
貸付金

前年度末貸付残高 0円

当年度貸付額 892,800,000円

当年度償還額 892,800,000円

当年度末貸付残高 0円

4 事業の概要

当会社は、空港利用者への良質なサービスを提供することができる空港ターミナルビルの建設と運営に当たる組織として設立され、貸室業や航空事業者への役務の提供、広告代理業等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び貸付金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、都村尚志監査委員は監査に加わらなかった。

指導注意事項

工事執行に当たり、予定価格表に一部不備があるので、適正に作成する必要がある。

第2 監査対象法人瀬戸大橋高速鉄道保有株式会社

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月6日

3 県の出資金等の額 出資金 32,000,000円
補助金 82,162,000円
貸付金

前年度末貸付残高 52,591,500円

当年度貸付額 57,088,000円

当年度償還額 0円

当年度末貸付残高 109,679,500円

4 事業の概要

当会社は、鉄道により瀬戸大橋を利用する者への良質なサービスを提供するため、宇野線・本四備讃線鉄道施設の改良工事及びその施設の貸付を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されているものと認められた。

第3 監査対象法人 学校法人倉田学園

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年10月28日

3 県の補助金の額 344, 688, 523円

4 監査の結果

学校法人倉田学園が設置する大手前高等学校等の経常的経費等に対する補助金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されているものと認められた。

第4 監査対象法人 財団法人香川県国際交流協会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年10月28日

3 県の出資金等の額 出資金 950, 000, 000円
公の施設の管理業務に係る委託料 39, 777, 672円

4 事業の概要

当財団は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的として設立され、国際交流事業の企画及び推進、民間団体の国際交流活動に対する支援等の各種事業を実施している。また、指定管理者として香川国際交流会館の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指摘事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、都村尚志監査委員は監査に加わらなかった。

(1) 指摘事項

財務諸表について、数値の記載誤りや不一致、注記すべき事項の記載漏れなどが多数あったので、公益法人会計基準に基づき是正するとともに、理事会の承認を得る必要がある。

(2) 指導注意事項

ア ホームページでの財務諸表の公開に当たり、理事会において承認を得たものとは別の誤った財務諸表を公開していたが、適正な情報公開を行う必要がある。

イ 有形固定資産について、財務規程の規定に実際の会計処理と異なっているものがあり、財務規程を改正する必要がある。

第5 監査対象法人 財団法人かがわ水と緑の財団

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月5日

3 県の出資金等の額 出資金 10, 000, 000円
公の施設の管理業務に係る委託料 104, 722, 000円

4 事業の概要

当財団は、森林公園及び香川用水記念公園の管理運営、鳥獣保護思想の普及、林業労働力の確

保、森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進を図り、もって田園都市香川の形成及び国際貢献に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。また、指定管理者として公渕森林公园及び香川用水記念公園の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金並びに公渕森林公园及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

予定価格が100万円を超えていたにもかかわらず、随意契約をしている委託や物品の購入があり、また、履行確認が不十分な委託があるので、適正に処理する必要がある。

(2) 検討指示事項

給与の支払いについて遅延していたものがあったので、指定管理に係る委託料の受入時期等について検討する必要がある。

第6 監査対象法人 財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月9日

3 県の出資金の額 400,000,000円

4 事業の概要

当財団は、県内における民間の社会福祉施設の環境、施設及び設備の整備並びに職員の研修等に対する助成事業並びに職員の退職手当共済制度に関する事業を行うことにより、社会福祉の向上及び増進に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

検討指示事項

退職手当給付金支払準備引当金に多額の引当不足があり、また、退職手当給付金支払準備引当資産の運用により多額の評価損を出していることから、資産の安全かつ効率的な運用と財政健全化について、早急に検討する必要がある。

第7 監査対象法人 財団法人かがわ健康福祉機構

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円

補助金 33,711,050円

公の施設の管理業務に係る委託料 139,549,261円

4 事業の概要

当財団は、県民の健康増進と社会福祉の向上に必要な知識・技術の普及や人材の育成を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と能力を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民だれもが生涯を通じて、健康で明るい生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的として設立され、県民の健康増進と社会福祉活動の拠点としての各種事業を実施している。また、指定管理者として香川県社会福祉総合センターの管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び補助金並びに香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されているものと認められた。

第8 監査対象法人 財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円

補助金 19,188,000円

公の施設の管理業務に係る委託料 327,696,425円

4 事業の概要

当財団は、児童・青少年の福祉の増進を図ることを目的として設立され、児童・青少年の健全育成施設の運営及び児童・青少年の健全育成のための各種事業を実施している。また、指定管理者としてさぬきこどもの国の管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金及び補助金並びにさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

検討指示事項

修繕の契約について、特定業者と単独随意契約を行っているものが多くあるが、競争性がある契約方法を検討する必要がある。なお、その検討結果を踏まえ、会計規程に契約方法などを詳細に定める必要がある。

第9 監査対象法人 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円

補助金 223,200円

貸付金

前年度末貸付残高 136,953,000円

当年度貸付額 0円

当年度償還額 0円

当年度末貸付残高 136,953,000円

公の施設の管理業務に係る委託料 880,580,220円

4 事業の概要

当事業団は、利用者の意向を尊重し、多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、身体に障害のある者が自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的に設置され、また、指定管理者としてかがわ総合リハビリテーションセンターの管理業務を行っている。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金並びにかがわ総合リハビリテーションセンターの管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

- ア 現金の取扱いについて、適切でないものがあったので、適正な会計処理が行えるよう、職員に周知徹底する必要がある。
- イ 旅費について、支給誤りがあるので返納し、又は追給する必要がある。
- ウ 購入備品について、指定管理者として、協定どおり台帳への記帳を行い、適正に管理する必要がある。

(2) 検討指示事項

受領した寄附金について、区分経理をするとともに、寄附者の意向に沿った取扱いを検討する必要がある。

第10 監査対象法人 財団法人香川いのちのリレー財団

- 1 監査対象年度 平成20年度
- 2 監査実施年月日 平成21年12月8日
- 3 県の出資金等の額 出資金 59,430,000円
補助金 4,581,000円

4 事業の概要

当財団は、腎臓移植に関する援助を行うとともに、臓器移植に関する関係機関との連絡調整、臓器移植に関する知識の普及啓発等を行うことにより、県民の健康の増進及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、腎臓移植に関する助成、臓器提供意思表示カード普及及び臓器移植に関する普及啓発事業等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

- ア 補助対象経費である携帯電話の契約について、業務に必要がないと思われる機能が付加されているので、契約内容を見直す必要がある。
- イ 賛助員会員費について、起票（収入調定）が大幅に遅延しているものがあり、財務規程の規定どおり現金預金残高と現金出納帳及び預金出納帳の残高照合を行い、適正に処理する必要がある。

(2) 検討指示事項

社団法人日本臓器移植ネットワークに対し、移植コーディネーター活動等補助金の事前承認制度の弾力化及び補助対象活動の明確化を要望することについて、検討する必要がある。

第11 監査対象法人 財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成20年度
- 2 監査実施年月日 平成21年11月9日
- 3 県の出資金等の額 出資金 1,500,000円
補助金 12,680,000円

4 事業の概要

当財団は、香川県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者・消費者の利益の擁護を図ることを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

指導注意事項

会計規程について、一部、公益法人会計基準に適合していない規定があるので、改正する必要がある。

第12 監査対象法人 香川県信用保証協会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月2日

3 県の出資金等の額 出資金 4,017,707,062円

補助金 142,733,413円

貸付金

前年度末貸付残高 0円

当年度貸付額 38,315,000,000円

当年度償還額 38,315,000,000円

当年度末貸付残高 0円

損失補償 94,505,000円

4 事業の概要

当協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的として設立され、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金、貸付金及び損失補償に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、都村尚志監査委員は監査に加わらなかった。

検討指示事項

有担保保証が担保割れした場合において、どの程度まで担保割れを許容するかの明確な基準を定めることの検討が必要である。

第13 監査対象法人 香川県職業能力開発協会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月10日

3 県の補助金の額 32,876,848円

4 事業の概要

当協会は、職業訓練及び職業能力検定の普及及び振興を図るため設立され、技能の伝承や向上を図るため、各種事業を実施している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

ア 定款及び会計規程について、一部、公益法人会計基準に適合していない規定があるので、

改正する必要がある。

イ 固定資産台帳に登載されている資産について、県からの貸付物品が混在しているので整理し、貸借対照表の固定資産価格を修正する必要がある。また、固定資産の範囲や減価償却方法を明示する必要がある。

(2) 検討指示事項

補助金の交付申請及び実績報告について、要領に定める時期から遅延していたので、事務の適正化を図る必要がある。

第14 監査対象法人 財団法人香川県農業振興公社

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月5日

3 県の出資金等の額 出資金 1,566,000,000円

補助金 25,480,441円

貸付金

前年度末貸付残高 47,710,000円

当年度貸付額 0円

当年度償還額 3,655,000円

当年度末貸付残高 44,055,000円

4 事業の概要

当財団は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等による農地保有の合理化を促進するとともに、意欲ある農業者の創意工夫を生かした、生産性及び収益性の高い農業の確立並びに近代的な農業経営を担うにふさわしい青年等就農者を育成するための活動を支援し、香川県の農業の振興に寄与することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金、補助金及び貸付金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

退職金給付引当金について、必要額を引き当てる必要がある。

(2) 検討指示事項

財務会計事務について、誤りが散見されるので内部統制が十分機能していないと思慮され、内部統制の強化を図る必要がある。

第15 監査対象法人 社団法人香川県青果物生産出荷安定基金協会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金等の額 出資金 185,989,000円

補助金 198,051,600円

4 事業の概要

当協会は、青果物の安定的な生産出荷の促進、経営安定対策、需要拡大対策等の事業を実施することにより、本県の野菜、果樹産地の振興と農家経営の安定に資することを目的として設立され、関係の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項等を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

(1) 指導注意事項

ア 地域野菜振興基金について、貸借対照表の固定負債に計上されているので修正し、正味財産を正確に表記する必要がある。

イ 出納責任者が経理責任者を兼務しているが、内部統制の観点から見直す必要がある。

ウ 公印管理規程に定めのない理事長印を作成しているので、直ちに適正な処理をする必要がある。

(2) 検討指示事項

財務諸表について、固定負債に債務性のない勘定科目が計上されるとともに補助金等が表記されていないなど適切でないため、公益法人会計基準に準拠した財務諸表に改善するよう検討する必要がある。

第16 監査対象法人 讃岐三畜銘柄化推進協議会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の補助金の額 4,800,000円

4 事業の概要

当協議会は、特産畜産物である讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチンの讃岐三畜の銘柄化を効率的に推進し、ブランド力の向上と消費拡大を図るための事業を実施している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

指導注意事項

出納帳が作成されていないので、整備する必要がある。

第17 監査対象法人 香川県土地改良事業団体連合会

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月2日

3 県の補助金の額 61,023,480円

4 事業の概要

当連合会は、土地改良事業を行う者の協同組織で事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益の増進を図るための事業を実施している。

5 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

検討指示事項

依頼旅費について、協会旅費規程に規定のないものは、県の条例及び規則を準用することとしているが、県の旅費条例にない日当を支給しているので、見直しを検討する必要がある。

第18 監査対象法人 財團法人香川県建設技術センター

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月10日

3 県の出資金の額 20,500,000円

4 事業の概要

当財団は、地方公共団体が施行する建設事業の円滑かつ適正な執行に協力するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、もって良質な社会資本の整備に寄与することを目的として設立され、建設技術に関する研修等の公益事業及び建設事業に関する設計、積算、施工管理等の収益事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されているものと認められた。

第19 監査対象法人 高松市造園事業協同組合

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年11月10日

3 県の委託金の額 66,400,000円

4 事業の概要

当協同組合は、組合員の行う公園緑地等維持管理業務等の各種事業を共同受注しており、指定管理者として、さぬき空港公園の管理業務を行っている。

5 監査の結果

さぬき空港公園の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

指導注意事項

内部組織である運営委員会を形成する共同企業体の一事業者において、委託料が区分経理できていないので、適切に会計処理する必要がある。

第20 監査対象法人 財団法人香川県下水道公社

1 監査対象年度 平成20年度

2 監査実施年月日 平成21年12月8日

3 県の出資金の額 340,000,000円

4 事業の概要

当財団は、県の下水道の円滑な維持管理を図るとともに市町の下水道の整備を促進し、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設立され、県の下水道の維持管理業務、市町の下水道台帳の調整助成、下水道の整備に関する広報等の各種事業を実施している。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項を除き、その目的に沿って執行されているものと認められた。

指導注意事項

ア 事業年度末に保有している薬品等について、貯蔵品（棚卸資産）として貸借対照表及び財産目録に計上する必要がある。

イ 郵便切手等出納簿の様式を改正し、物品出納命令者及び出納員（物品取扱員）が確認し、押印するように改める必要がある。

第21 監査対象法人 財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 監査対象年度 | 平成20年度 |
| 2 監査実施年月日 | 平成21年12月8日 |
| 3 県の出資金の額 | 503,360,000円 |
| 4 事業の概要 | |

当財団は、暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済のための活動を推進することにより、暴力のない安全で平穏な社会の実現に寄与することを目的として設立され、暴力追放相談事業、不当要求防止責任者講習事業、暴力排除広報啓発事業等の各種事業を行っている。

5 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、その目的に沿って執行されているものと認められた。